公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

# 中小受託取引適正化法の概要
## （改正下請法の概要）

令和８年１月２７日

# 主な改正事項　　施行期日　令和８年１月１日

## 規制の見直し

**① 協議に応じない一方的な代金決定の禁止（価格据え置き取引への対応）**
代金に関する協議に応じない、必要な説明・情報提供をしないことによる、一方的な代金額の決定を禁止

**② 手形払等の禁止　→　支払遅延に該当**
対象取引において、手形払を禁止。その他の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）についても、支払期日までに代金満額相当の現金を得ることが困難なものを禁止

**③ 運送委託の対象取引への追加（物流問題への対応）**
対象取引に、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を追加

**④ 従業員基準の規模要件への追加（下請法逃れ等への対応）**
従業員数300人（役務提供委託等は100人）の区分を新設

**⑤ 面的執行の強化**
事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与。省庁間の相互情報提供に係る規定を新設。

## 「下請」等の用語の見直し

- **共存共栄を目指す対等なパートナーとして取引適正化を推進**
- **サプライチェーン全体の付加価値向上を目指す**

| | | |
|---|---|---|
| 下請代金支払遅延等防止法<br>通称：下請法 | ▶ | 製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律<br>略称：中小受託取引適正化法<br>通称：取適法 |
| 親事業者 | ▶ | 委託事業者 |
| 下請事業者 | ▶ | 中小受託事業者 |
| 下請代金 | ▶ | 製造委託等代金 |

# 協議に応じない一方的な代金決定の禁止 【第5条第2項第４号】 【改正】

● 委託事業者が、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定**すること。

## 改正理由

- コストが上昇している中で、**協議することなく価格を据え置いたり、コスト上昇に見合わない価格を一方的に決めたりするなど、上昇したコストの価格転嫁についての課題**がみられる。
- そのため、**適切な価格転嫁が行われる取引環境の整備が必要**。

## 改正内容

◆ 「市価」の認定が必要となる買いたたきとは別途、対等な価格交渉を確保する観点から、**中小受託事業者から価格協議の求めがあったにもかかわらず、協議に応じなかったり、委託事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に代金を決定して、中小受託事業者の利益を不当に害する行為を禁止する規定を新設**する。

**買いたたき**　**対価に着目した規定**

【対価引下げ型】

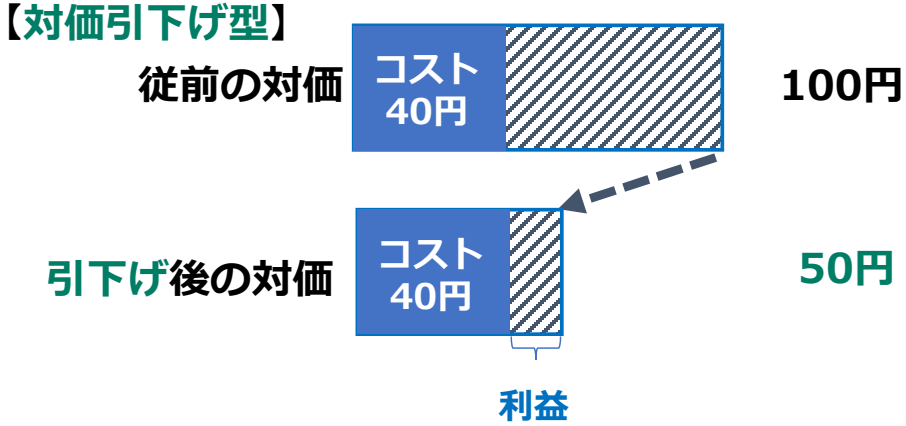


**新設**　**交渉プロセスに着目した規定**

【コスト上昇型】

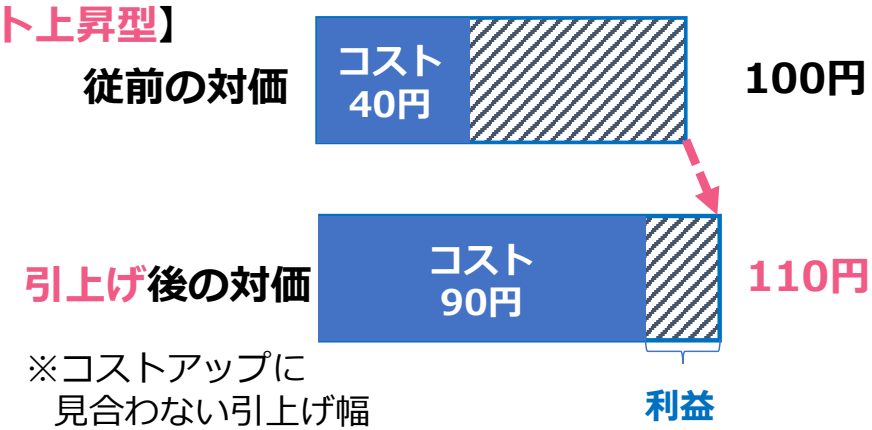

# 手形払等の禁止【第５条第１項第２号】　【改正】

## 改 正 理 由

➢ **支払手段として手形等を用いる**ことにより、**発注者が受注者に資金繰りに係る負担を求める商慣習**が続いている。

## 改 正 内 容

◆ 中小受託事業者の保護のためには、令和６年11月の指導基準の変更を一段進め、本法上の支払手段として、**手形払を認めないこととする**。

◆ 電子記録債権やファクタリングについても、**支払期日までに代金に相当する金銭（手数料等を含む満額）を得ることが困難であるものについては認めない**こととする。

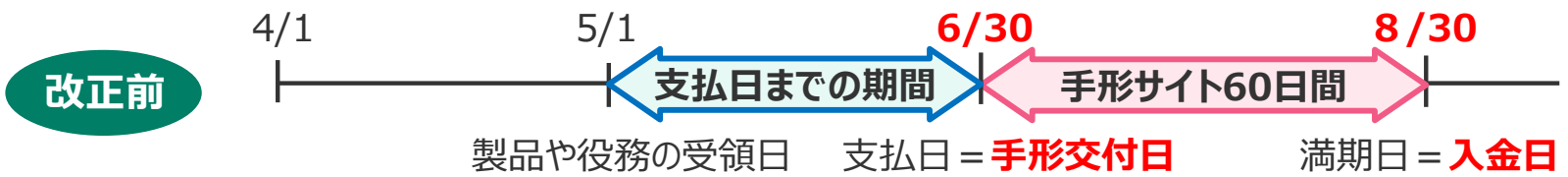


**支払日までの期間（60日）＋手形サイト（60日）＝現金受領までの期間【120日】**

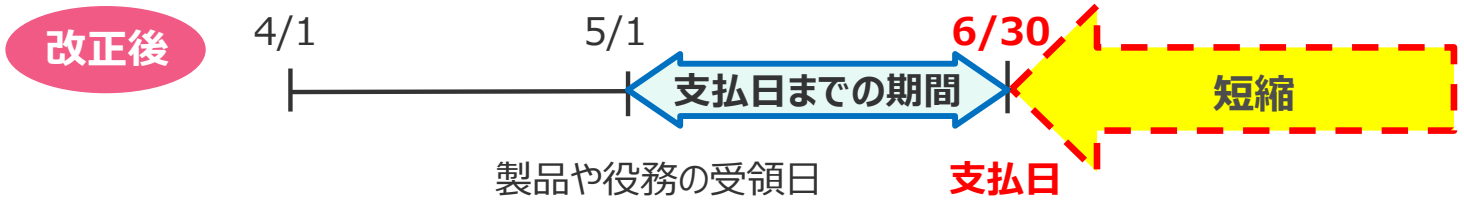


**支払日までの期間（60日）＝現金受領までの期間【60日】**

# 特定運送委託【第２条第５項】　【改正】

## 改 正 理 由

- **発荷主から元請運送事業者への委託は、本法の対象外**（独占禁止法の物流特殊指定で対応）である。
- 立場の弱い物流事業者が、荷役や荷待ちを無償で行わされているなど、**荷主・物流事業者間の問題（荷役・荷待ち）**が顕在化している。

## 改 正 内 容

◆ **発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引を、本法の対象となる新たな類型として追加**し、機動的に対応できるようにする。

**改正後**

**「物品の運送の再委託」に加えて「物品の運送の委託」を新たな規制対象に追加**

**改正前**

**物品の運送の再委託が対象**

**発荷主**
（例：部品メーカー、卸売業者等）

→ **委託**

荷積みの強要
荷待ち

**運送事業者**

→ **再委託**

**運送事業者**

# 従業員基準【第２条第８項、第９項関係】 【改正】

## 改 正 理 由

- 実質的には事業規模は大きいものの当初の**資本金が少額である事業者や、減資をすることによって、本法の対象とならない**例がある。
- 本法の**適用を逃れるため、受注者に増資を求める**発注者が存在する。

## 改 正 内 容

- 適用基準として**従業員数の基準を新たに追加**する。
- 具体的な基準については、**本法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点**から、**従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）を基準とする**。

**製造委託**　**修理委託**　**情報成果物作成委託（プログラム）**　**役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）**　**特定運送委託**

| 委託事業者 | | 中小受託事業者 |
|---|---|---|
| 資本金３億超 | → | 資本金３億以下（個人含む） |
| 資本金１千万超３億以下 | → | 資本金１千万以下（個人含む） |
| 常時使用する従業員300人超 | → | 常時使用する従業員300人以下（個人含む） |

**情報成果物作成委託（プログラム除く）**　**役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）**

| 委託事業者 | | 中小受託事業者 |
|---|---|---|
| 資本金５千万超 | → | 資本金５千万以下（個人含む） |
| 資本金１千万超５千万以下 | → | 資本金１千万以下（個人含む） |
| 常時使用する従業員100人超 | → | 常時使用する従業員100人以下（個人含む） |

# 面的執行の強化【第５条第１項第７号、第8条、第13条関係】 【改正】

## 改 正 理 由

- 事業所管省庁には調査権限のみが与えられているが、**公正取引委員会、中小企業庁、事業所管省庁の連携した執行をより拡充していく必要がある**。
- 事業所管省庁（「トラック・物流Gメン」など）に通報した場合、本法の**「報復措置の禁止」の対象となっていない**。

## 改 正 内 容

- ◆ **事業所管省庁の主務大臣に指導・助言権限を付与**する。
- ◆ 中小受託事業者が申告しやすい環境を確保すべく、**「報復措置の禁止」の申告先として、現行の公正取引委員会及び中小企業庁長官に加え、事業所管省庁の主務大臣を追加**する。

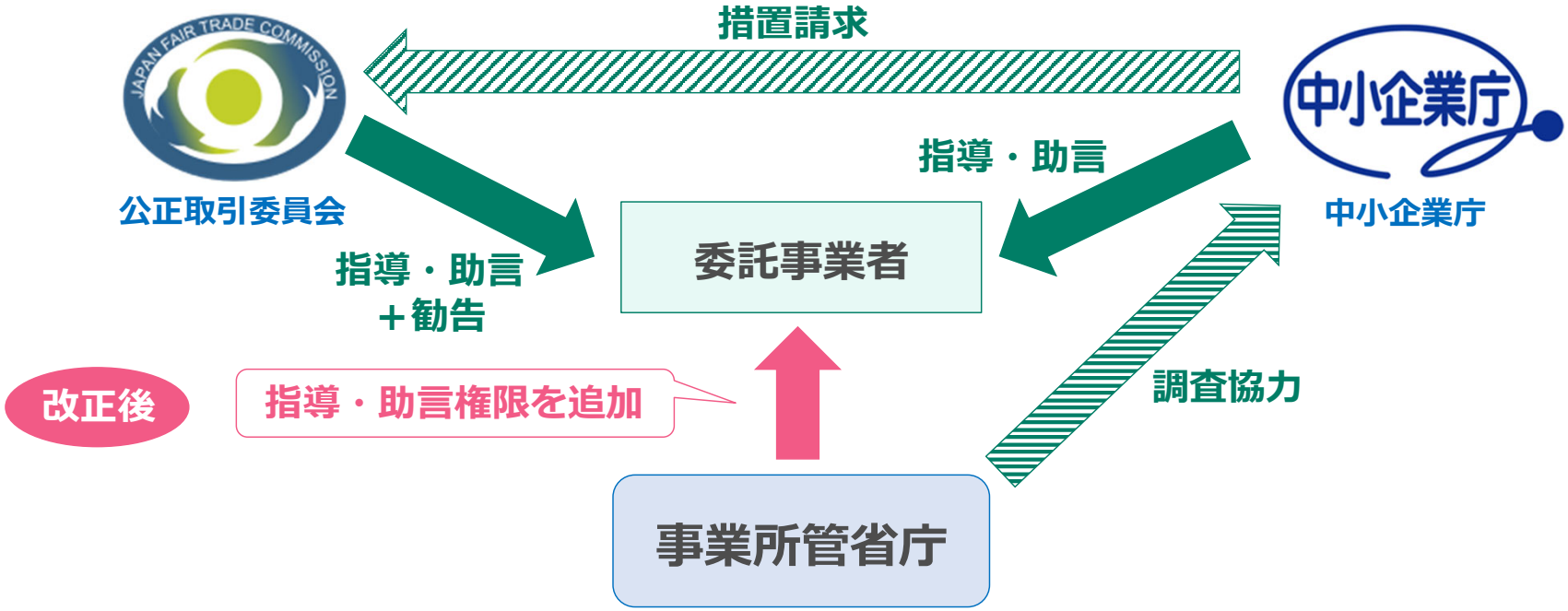

# 取適法（改正下請法）の概要

**法目的**　中小受託取引の公正化　・　中小受託事業者の利益保護

**適用対象**　①取引の内容　＋　②規模要件　＝　対象取引

**①取引の内容**

- 製造委託
- 修理委託
- 情報成果物作成委託（プログラム）
- 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理）
- 特定運送委託

**②規模要件**

| 委託事業者 | | 中小受託事業者 |
|---|---|---|
| | 資本金３億超 → | 資本金３億以下（個人含む） |
| | 資本金１千万超３億以下 → | 資本金１千万以下（個人含む） |
| | 常時使用する従業員300人超 → | 常時使用する従業員300人以下（個人含む） |

**①取引の内容**

- 情報成果物作成委託（プログラム除く）
- 役務提供委託（運送・倉庫保管・情報処理除く）

**②規模要件**

| 委託事業者 | | 中小受託事業者 |
|---|---|---|
| | 資本金５千万超 → | 資本金５千万以下（個人含む） |
| | 資本金１千万超５千万以下 → | 資本金１千万以下（個人含む） |
| | 常時使用する従業員100人超 → | 常時使用する従業員100人以下（個人含む） |

## 義務

- 発注内容を明示する義務（発注書の交付）
- 取引に関する書類等を作成・保存する義務（2年）
- 支払期日（受領後60日以内）を定める義務
- 遅延利息（14.6%）の支払義務

## 禁止行為

| | |
|---|---|
| 受領拒否 | 報復措置 |
| 支払遅延（手形払等の禁止） | 有償支給原材料等の対価の早期決済 |
| 減額 | ~~割引困難な手形の交付~~ |
| 返品 | 不当な経済上の利益提供要請 |
| 買いたたき | 不当な給付内容の変更・やり直し |
| 購入・利用強制 | 協議に応じない一方的な代金決定 |

※赤色は改正内容